

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：原子力利用の安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門

放射線防護グループ 放射線防護企画課 保障措置室

評価実施時期：令和4年8月

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（本法改正が為されなかった場合の仮想状態）に変更はない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出に係る手続きが必要であったが、合併・分割認可申請のみとなり、手続きが円滑となった。

本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施し、適切に運用されている。

また、国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受については、改正法施行前までは制限されていたが、法令改正により国際規制物資使用者における譲渡譲受の制限が解除された。

本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われ、適切に運用されている。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

許可使用者等の合併・分割申請の円滑化及び国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受の制限の解除により、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われるようになっている。事前評価時に想定していた遵守費用との乖離はない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

法人等の合併、分割及び相続に係る承継の手続は、許可使用者で7件、国際規制物資使用者で25件実施されている。また、少量の核燃料物質の譲渡譲受は246件実施されている。いずれも大きな行政費用の増加にはつながっていない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に定量的評価の指標を設定していない。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

許可使用者等の合併・分割申請を円滑化すること及び国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受の制限解除により、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われることが可能となっている。事前評価時に想定していた便益と大きな乖離はない。

## ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握するこ

とが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。

### 3 考察

#### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

原子炉等規制法第52条の許可使用者又は同法第61条の3の許可を受けた国際規制物資使用者については、改正法施行前までは、法人等の合併・分割に際し、承継後の法人での使用許可、承継前の法人での廃止措置計画認可又は国際規制物資の使用の廃止の届出に係る手続きが必要であったが、合併・分割認可申請のみとなり、手続きが円滑となった。

本制度を活用し、これまでに7件の許可使用者及び25件の国際規制物資使用者の合併・分割認可申請に係る処分を実施し、適切に運用されている。

また、国際規制物資使用者における核燃料物質の譲渡譲受については、改正法施行前までは制限されていたが、法令改正により、国際規制物資使用者における譲渡譲受の制限が解除された。

本制度を活用し、これまでに246件の国際規制物資使用者間での少量の核燃料物質の譲渡譲受が行われ、適切に運用されている。

以上のことから、経済活動を阻害しない形での適切な核燃料物質の管理が行われているようになっており、本制度改正は妥当であったと考えられる。引き続き制度を適切に運用していく。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。